

近江八幡市告示第192-2号

子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置したので、法施行規則の規定により告示する。

令和 4年 6月 8日

近江八幡市長 小西 理

- 1 協議会の名称
近江八幡市子ども・若者支援地域協議会
- 2 協議会に係る法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関等の名称
近江八幡市教育委員会事務局生涯学習課
- 3 協議会を構成する法第19条第1項に規定する関係機関等の名称
 - (1) 国及び地方公共団体の機関
滋賀県立八幡高等学校、滋賀県立八幡商業高校、滋賀県立八幡工業高等学校、滋賀県立八日市養護学校、滋賀県立野洲養護学校、滋賀県精神保健福祉センター、滋賀県東近江健康福祉事務所（東近江保健所）、滋賀県彦根子ども家庭相談センター、東近江公共職業安定所、近江八幡警察署生活安全課、近江八幡市立総合医療センター、近江八幡市福祉保険部、近江八幡市子ども健康部、近江八幡市産業経済部、近江八幡市教育委員会
 - (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
近江八幡市中学校長会、近江八幡市小学校長会、近江兄弟社高等学校、近江八幡市社会教育委員、近江八幡市PTA連合会、近江八幡市社会福祉協議会、近江八幡市民生委員・児童委員協議会、放課後児童クラブ運営事業者、滋賀県地域若者サポートステーション、近江八幡保護区保護司会、近江八幡地区更生保護女性会、近江八幡市青少年育成市民会議、近江八幡・竜王少年センター、近江八幡市少年補導委員会
 - (3) 学識経験者その他の者
子ども・若者分野について学識経験等を持つ者で協議会会長が指定するもの